

資産活用のヒントをお届けします

資産活用通信

発行 バイヒルズ 税理士法人

BAY HILLS

2019年12月
第274号

〒221-0052 横浜市内神奈川区栄町1-1
KDX横浜ビル6階
TEL: 045-450-6701
FAX: 045-450-6706
HP: <https://www.bayhills.co.jp>

来年から所得税制が変わります

1. 給与所得控除・基礎控除の見直し ～年収850万円超は税負担が増える～

(1) 給与所得控除の引き下げと上限見直し

令和2年分の所得税から、サラリーマンなど給与所得者の給与収入から控除される「給与所得控除」の控除額が10万円引き下げられます。また、控除額の上限額が適用される給与収入が850万円（改正前1,000万円）に、その上限額が195万円（改正前220万円）にそれぞれ引き下げられます。

(2) 基礎控除の引き上げと所得制限

個人の合計所得から一律に控除される「基礎控除」の控除額が10万円引き上げられます。また、新たに所得制限が設けられ、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が段階的に縮小し、2,500万円を超えると控除の適用外になります。（図表1）

図表1 基礎控除の見直し

合計所得金額	改正前	令和2年分から
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		適用なし

※基礎控除の引き上げ等に伴い、同一生計配偶者や扶養親族の所得要件も38万円から48万円へ引き上げるなどの調整が行われます。

(3) 税負担に影響のある人、影響のない人

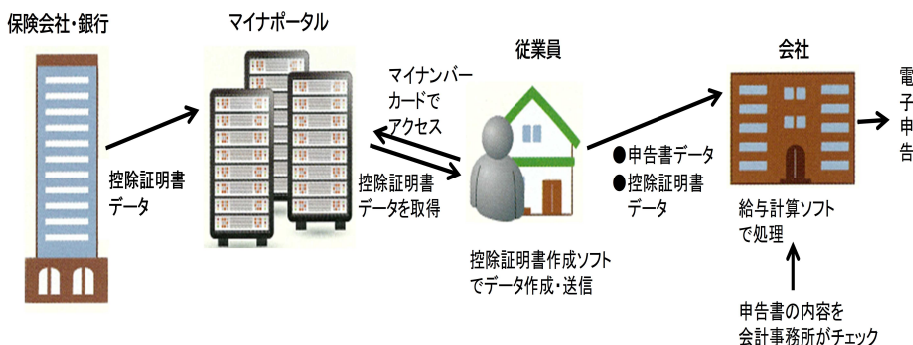
① 実質的に改正の影響を受けない人

上記(1) 給与所得控除額の10万円引き下げと、(2) 基礎控除額の10万円引き上げの改正が同時に行われることで、年収850万円以下の人については、実質的な税負担は変わりません。扶養の範囲である103万円の壁なども変わりません。

② 年収850万円超の人は税負担が増える

年収850万円超の人については、給与所得控除や基礎控除の上限額の見直しの影響を受けるため、税負担が増えることになります。

図表2 年末調整手続きの電子化のイメージ



ただし、障害者や扶養親族がいる人については、新たに「所得金額調整控除」が設けられ、税負担の緩和が図られています。

③ 個人事業者などは税負担が軽減される

個人事業者、請負など給与所得でない人で合計所得金額2,400万円以下の人は、基礎控除の引き上げにより税負担が軽減されます。

◎ここに注意！

改正によって、令和2年分の源泉徴収税額表において「税額」が変更されていますので、経理担当者は注意してください。

2. 生命保険料控除証明書など、電子データによる提出が可能になります

(1) 年末調整手続きの電子化とは？

年末調整では、従業員が保険会社等から控除証明書を郵送で受け取り、記載内容を保険料控除申告等の書類に転記し、控除額を計算・記入後、控除証明書とともに会社に提出します。会社は、申告書の内容と控除証明書を確認し、年税額を計算します。

令和2年10月以降の年末調整から手続きが電子化され、「従業員から会社へ」の流れが電子で行えるようになります。（図表2）

年末調整手続きの電子化には、次のようなメリットがあります。

- ① 従業員：控除証明書の数字などを手書き・入力する必要がなくなる。
- ② 企業：事務負担が軽減される。控除証明書の現物保管が不要になる。
- ③ 保険会社：証明書の郵送が不要になる。

(2) 控除証明書（データ）の取得方法

保険会社のホームページ等から取得するか、「マイナポータル」（政府が運営するオンラインサービス）によって複数の証明書を一度に取得することができます。

ただし、マイナポータルのアクセスには、マイナンバーカードが必要です。

- ① 従業員は、控除証明書データをマイナポータル等から取得し、「控除申告書作成ソフト」に取り込んで申告書データを作成、控除証明書データとともに会社へ提出（送信）する。
- ② 会社は、提出（送信）された申告書データと控除証明書データを確認し、従前どおり「給与計算ソフト」を利用して、年末調整処理と法定調書の電子申告を行う。

バイヒルズ税理士法人では、相続税を始めとする資産税に関して、ご相談を承っております。経験・知識豊富な専任スタッフが、資産税に関するあらゆることに対応させていただきます。

どうぞお気軽にお問い合わせください。

資産税課専用

0120-045-513